

きずな通信

2022.3月 No.203

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな
☎0985-29-5377 FAX 0985-29-5378
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

社会保険加入の事業所様へ

● 協会けんぽの保険料率が改定されます!

令和4年3月分より協会けんぽの健康保険料及び介護保険料が、本年3月分(4月納付分)から下記の料率へ変更となります。4月支払い給与・賞与(3月支給分〜)より変更をお願いいたします。

健康保険料率(給与・賞与)		介護保険料率(給与・賞与)	
2月分(3月納付分)まで	3月分(4月納付分)から	2月分(3月納付分)まで	3月分(4月納付分)から
9.83%	→ 10.14%	1.8%	→ 1.64%

期末賞与や、決算賞与を支給される事業所様はご連絡ください。



労働保険事務組合きずなの皆さまへ

労働保険料年度更新の時期になります!!

3月分の賃金計算が確定した事業所様は、当事務所までお知らせいただくとありがたいです。

建設業の事業所様へは、個別に元請工事高の確認をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

また、特別加入(事業主の労災加入)の日額変更期間はこの時期だけになりますので、

日額変更ご希望の事業主様はお知らせください。(日額3500円〜となります)



たいせつなお知らせ

① 育児・介護休業法改正について

前号のきずな通信でもご案内したとおり、4月1日から改正が行われます。その一つが「有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和」であり、雇用期間が1年未満の労働者であっても育児休業・介護休業を取得できるようになるということです。ただし、4月1日付で労使協定を締結すれば、従来どおり雇用期間が1年未満の労働者を適用除外することも可能とされています。法改正の主旨を踏まえて対応していくことが求められているのですが、事業所の実情によっては、労使協定締結によって当面今までどおりの取扱いも可能ですので、どうぞご検討ください。また、お悩みのことがあれば当事務所に遠慮なくご相談ください。



② 60歳台前半の在職老齢年金の見直しについて

在職中の人を受ける60歳台前半の老齢厚生年金は、賃金(総報酬月額相当額)と年金月額との合計が一定額を超える場合に、賃金と年金月額に応じて一部または全額が支給停止となります。その場合の支給停止調整額が今までの28万から47万円に変更になりますので、今後の賃金設定などそれを目安にご判断ください。(賃金と年金の合計月額が47万円以下のときには年金は全額支給となります。)

